

地域水ネットワーク再生事業（新規） ～ “水の回廊” の全国展開による潤いある田園空間の再生～

【300（0）百万円】

対策のポイント

“水の回廊”を全国展開するため、新たな用水を地域で取得する取組を支援します。

（“水の回廊”とは）

- ・ 河川から水田、水路、ため池、集落等の生物種の生息地間を結ぶ、生物種の移動に配慮した連続性のある、ネットワーク化された流水空間のことです。

（新たな用水とは）

- ・ 環境用水は、水質の改善、親水空間の形成、景観保全など生活環境や自然環境の維持・改善を図ることを目的とした新しい概念の用水です。
- ・ 消流雪用水は、雪処理対策として、消雪パイプ、消流雪溝等で利用される用水です。

政策目標

“水の回廊”を全国に展開させ、潤いのある田園地域・里地里山を再生

< 内容 >

1．新たな用水を取得する取組を支援

地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全し、地域住民・農業者が一体となって農業水利施設を維持・管理していく体制を構築するため、それらの施設を活用して、新たな用水の取得を支援します。具体的には、以下の取組を行います。

- 新たな用水を地域で取得するのに必要な調査、調整、施設整備
- 農業用水や新たな用水の水質を浄化するための施設整備
- 農業用水や新たな用水の利活用に必要な施設整備

2．“水の回廊”の展開を支援する取組

新たな用水を取得する際に必要な調査や調整に係る様々な課題を検討し、その方法や手続きなどを整理し、その成果を全国に広く波及させます。具体的には、以下の課題を検討し対処方針等を整理します。

- 水利用計画、施設計画、水管理方法など各種計画の策定
- 水利権主体、財産所有者、管理者、負担方法等
- 協議及び他利水者調整に係る手法

< 事業実施主体等 >

- | | |
|----------|--|
| 1．事業実施主体 | 1は都道府県、市町村、土地改良区等、2は民間団体 |
| 2．補助率 | 1は1/2、2は定額 |
| 3．事業実施期間 | 1は平成20年度～平成24年度（採択期間）
2は平成20年度～平成24年度（実施期間） |

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03-3501-3745（直））]